

# 令和3年度 入札制度の変更について

廿日市市総務部契約課

## はじめに

廿日市市では、入札・契約制度について、透明性、公平性、競争性を確保する観点から毎年見直しを行っています。令和3年度においては、次のとおり入札・契約制度の変更を行います。

## 目 次

- 1 一般競争入札の範囲について . . . . . (P 1)**  
地域における精通性を有する地元建設業者の育成を図るとともに、入札契約手続期間の短縮を図り、速やかに発注を行います。
  
- 2 建設工事に係る前金払及び中間前金払の支払限度額の廃止について . . . . . (P 2)**  
建設工事において、資金調達の円滑化を通じて事業者の経営の安定と市発注工事の適正な履行の確保を推進していくことを目的として、前金払制度及び中間前金払制度の見直しを行います。
  
- 3 測量及び建設コンサルタント等業務における最低制限価格制度の導入について . . . . (P 3)**  
測量及び建設コンサルタント等業務の競争入札において、適正価格での競争の推進と契約の内容に適合した履行を確保する観点から、実効のあるダンピング対策を講ずることを目的として、最低制限価格制度を導入します。

## 1 一般競争入札の範囲について

### 1 趣旨

地域における精通性を有する地元建設業者の育成を図るとともに、入札契約手続期間の短縮を図り、速やかに発注を行います。

### 2 内容

一般競争入札の対象となる建設工事の請負対象設計金額を4,000万円以上に引き上げている平成26年度からの時限措置を、令和3年度も継続します。

一般競争入札及び指名競争入札の対象は、次のとおりです。

一般競争入札	請負対象設計金額4,000万円以上
指名競争入札	請負対象設計金額4,000万円未満

### 3 施行日等

令和4年3月31日までの時限措置とします。

### 4 その他

今後の地域の担い手の確保と地域に精通した地元建設業者の更なる育成を図ることを目的として、営業所が所在する地域を入札参加の条件とした、地域条件付一般競争入札を試行します。

## 2 建設工事に係る前金払及び中間前金払の支払限度額の廃止について

### 1 趣旨

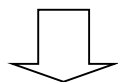
建設工事において、資金調達の円滑化を通じて事業者の経営の安定と市発注工事の適正な履行の確保を推進していくことを目的として、前金払制度及び中間前金払制度の見直しを行います。

### 2 改正内容

建設工事における前金払及び中間前金払の支払限度額（最高限度額）を廃止します。

(現 行)

前 金 払 の 額	請負代金額の10分の4以内 最高限度額 <u>1億円</u>
中間前金払の額	請負代金額の10分の2以内 最高限度額 <u>5千万円</u>



(改正後)

前 金 払 の 額	請負代金額の10分の4以内 最高限度額 <u>廃止</u> (保証事業会社の保証の範囲内)
中間前金払の額	請負代金額の10分の2以内 最高限度額 <u>廃止</u> (保証事業会社の保証の範囲内)

### 3 施行日等

令和3年4月1日から施行します。

### 3 測量及び建設コンサルタント等業務における最低制限価格制度の導入について

#### 1 趣旨

測量及び建設コンサルタント等業務の競争入札において、適正価格での競争の推進と契約の内容に適合した履行を確保する観点から、実効のあるダンピング対策を講ずることを目的として、最低制限価格制度を導入します。

#### 2 最低制限価格の決定方法

- (1) 最低制限価格は、次の算式により得た額とします。

$$\text{最低制限価格} = (\text{最低制限価格基準額} \times \text{無作為係数}) \times 110 / 100$$

※無作為係数：電子計算機の乱数機能により、無作為に算出される1から1.00500までの値（小数第6位以下を切り捨てます）

- (2) 最低制限価格基準額の算定

ア 最低制限価格基準額は、次のとおり算定します。

- (ア) 測量業務

$$\text{直接測量費の額} + \text{測量調査費の額} + \text{諸経費の額} \times 0.3$$

※ 予定価格の10分の6から10分の8.2までの範囲内とします。

- (イ) 建築関係建設コンサルタント業務

$$\text{直接人件費の額} + \text{特別経費の額} + \text{技術料等経費の額} \times 0.6 + \text{諸経費の額} \times 0.3$$

※ 予定価格の10分の6から10分までの8の範囲内とします。

- (ウ) 土木関係建設コンサルタント業務

$$\text{直接人件費の額} + \text{直接経費の額} + \text{その他原価の額} \times 0.9 + \text{一般管理費等の額} \times 0.3$$

※ 予定価格の10分の6から10分の8までの範囲内とします。

- (エ) 地質調査業務

$$\text{直接調査費の額} + \text{間接調査費の額} \times 0.9 + \text{解析等調査業務費の額} \times 0.8 + \text{諸経費の額} \times 0.3$$

※ 予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内とします。

- (オ) 補償関係コンサルタント業務

$$\text{直接人件費の額} + \text{直接経費の額} + \text{その他原価の額} \times 0.9 + \text{一般管理費等の額} \times 0.3$$

※ 予定価格の10分の6から10分の8までの範囲内とします。

イ 市長が特に必要と認める場合は、上記の算定方法にかかわらず、予定価格の10分の6から10分の8まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とします。

ウ 異なる2以上の区分に係る業務から構成される業務の最低制限価格基準額は、それぞれの業務区分ごとに算定した額の合計額とします。

### 3 競争入札における予定価格と最低制限価格の取扱いについて

予定価格と最低制限価格は、いずれも入札の執行後に公表します。

### 4 再度入札の取扱い

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度入札に付することができるものとします。
- (2) 最低制限価格を設定する発注業務にあつては、初度入札において最低制限価格に満たない価格をもって入札をした者は、再度入札に参加することができないものとします。
- (3) 再度入札の回数は1回までとします。

### 5 施行日等

令和3年4月1日から施行し、施行の日以後に入札公告又は指名通知を行った入札から適用します。